

よつかいどう市

発行

四街道市商工会広報委員会
四街道市鹿渡895-14
TEL.043(422)2037
FAX.043(423)6941
URL <http://yotsukaido.or.jp>

商工会

e-mail info@yotsukaido.or.jp

2019年125号

だより

よつかいどう法律事務所

TEL.043-310-5133 <http://www.yotsukaido-lo.jp>
千葉県弁護士会所属 所長弁護士 松田和哲 弁護士 安藤なつき
弁護士 古川 薫
四街道市四街道1-7-9 中島ビル3階 (四街道駅北口徒歩3分)

自家とう精の美味しい米を売る店 米穀・灯油・LPガス・ガス器具

(有)山本産業 TEL (422)2620(代)
FAX (422)9069

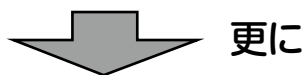
東京ガス・四街道市上下水道指定工事店 四街道1511-19 松並木通り

令和2年分 所得税確定申告から

◆改正1 個人の方の所得税について

- ・青色申告特別控除額が変わります! (現行65万円⇒改正後55万円)
- ・基礎控除額が変わります! (現行38万円⇒改正後48万円(※))

(※)合計所得金額が2,400万円以下の場合



◆改正2 「(改正後)55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

- ・e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます!

○10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります

65万円の青色申告特別控除を受けるための要件

時期	令和元年分確定申告まで	令和2年分確定申告から
特65万円控除の青色申告要件	(1) 正規の簿記の原則で記帳(複式簿記) (2) 申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付 (3) 期限内申告	改正前と同じ + <ul style="list-style-type: none"> ① e-Taxによる申告(電子申告) 又は ② 電子帳簿保存(注)

e-Tax(電子申告)を利用するためには、原則として電子証明書が組み込まれているマイナンバーカード等が必要となります。マイナンバーカード等が交付されるまでには、申請してから少し時間がかかるので、e-Tax(電子申告)をお考えの方は早めにマイナンバーカード等の交付を受けるようにしてください。

(注) 電子帳簿保存とは一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。改正後の65万円の青色申告特別控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。令和2年分に限っては、令和2年9月29日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。

詳しくは、国税庁HPをご覧ください。最寄りの税務署までお問合せ下さい。